

## 第1章 序論

### 1.1 計画の目的及び目標

沖縄県は我が国で唯一の亜熱帯地域に属し、沿岸域には豊かなサンゴ礁や藻場、干潟が広がっています。

サンゴ礁は、沖縄県の豊かな自然環境の基盤として生物多様性の保全、観光資源・漁業資源として重要な価値を有しています。環境省の定量的評価の試みによれば、沖縄県のサンゴ礁生態系の経済的価値は、少なくとも年間、①観光・レクリエーション：2,324億円、②漁業（商業用海産物）：105億円、③海岸防護機能：75.2～839億円（沖縄・奄美・小笠原の合計）と推定されています。これらのことから、サンゴ礁が有する多様な価値はごく一部でも高いものであることがわかっています。

しかし、世界のサンゴ礁はすでにサンゴ礁の20%が消滅し、10～20年後にはさらに15%が消滅するほど危機的な状況にあり、今後20～40年後にはさらに20%が消滅する危険性があるといわれています。沖縄県下においても、平成10年(1998年)に起こった大規模な白化現象により広範囲のサンゴが大きな被害を受けました。そのほか、オニヒトデの大発生、赤土等流出、生活排水などによる水質汚濁といった陸域からの負荷、埋立、海岸・港湾整備などの沿岸域の開発、漁業や観光による過剰利用など、様々な要因が複合的にサンゴ礁生態系へ影響を与えていることが懸念されています。

そのため、沿岸域のサンゴ礁生態系が持続的に保全、利活用されるためには、多様な関係者が参画・連携し、陸域と海域を一体的に管理することが求められています。

このような状況下において沖縄県では、後述する国内外や沖縄県内の動向を踏まえ、沿岸域を保全・再生し、持続的な利活用を行う管理と各種計画・事業などを総合的計画的に推進・支援するとともに、各地域において多様な関係者が参画し魅力ある自立的な地域づくりに貢献することを目的とした『沖縄県総合沿岸域管理計画』を策定しました。

「沖縄県総合沿岸域管理」の定義は以下のとおりです。

**沖縄県総合沿岸域管理**とは、陸域からの赤土等流出、生活排水などによる水質汚濁といったサンゴ礁生態系への人為的負荷を低減させ、サンゴ礁生態系の保全に配慮した防災・減災などの社会資本整備を推進し、水産業・観光業などの産業の持続的発展を図るとともに、地域の伝統・文化を継承させていく地域づくりを行っていくものです。

なお、当該管理では、サンゴ礁生態系(サンゴ、マングローブ、藻場、干潟など)を沖縄県の資源または資産とみなし沿岸域の核(コア)として位置付けています。

本計画におけるサンゴ礁生態系とは、環境省の「サンゴ礁生態系保全行動計画」を参考に、『サンゴ群集や藻場（海草藻場・海藻藻場を含む。）、干潟、マングローブ、砂地や砂浜、岩礁などの地形と生物群集を幅広く含む生態系』を指すこととします。

**参考：環境省サンゴ礁生態系保全行動計画におけるサンゴ礁生態系の定義**

サンゴ礁生態系とは、一般的に石灰質の骨格を形成して成長する造礁サンゴ（本計画ではこれらを「サンゴ」と称する）をはじめとする生物の骨や殻が長い年月をかけて海底に堆積して形成されたサンゴ礁地形を中心とする熱帯・亜熱帯地域の沿岸生態系を示します。我が国には種子島・屋久島以南によく発達したサンゴ礁の形成がみられ、本行動計画ではその地域を「サンゴ礁域」としています。一方、我が国はサンゴとサンゴ礁の分布の北限にあたり、九州本島以北の高緯度地域にもサンゴ群集がみられるため、こうした高緯度のサンゴ群集が分布する地域を「高緯度サンゴ群集域」とし、この地域に形成される生態系もサンゴ礁生態系として本行動計画の対象に含めることとします。

また、サンゴ礁生態系には、サンゴ群集だけではなく、連続する砂地や海浜などの環境や、密接に関連している藻場、干潟、マングローブ林なども含むこととします。

（環境省サンゴ礁生態系保全行動計画）

また、本計画では沿岸域のサンゴ礁生態系の保全・再生と利活用の両立を図るために、以下の目標を設定しています。

目標 1	サンゴ礁生態系の保全・再生
目標 2	サンゴ礁生態系の持続的な利活用

なお、本計画における保全、再生、利活用の定義は以下のとおりです。

保全	オニヒトデによる食害、赤土等流出、水質汚濁、漂着ごみ、沿岸域の社会資本整備などから、サンゴ礁生態系を間接的に守る活動
再生	沿岸域の環境改善やサンゴ移植、植え付けなどによりサンゴや藻場などの分布域や被度などを増やす活動
利活用	漁業・観光などの産業や伝統・文化活動などによりサンゴ生態系を利用する活動

## 1.2 計画の位置付け

本計画は、図 1.2.1 に示した沖縄振興特別措置法、環境基本法および海洋基本法に基づき、その他沿岸域に関する各種法令、計画、事業などとの調整、調和及び整合を図り、これらの推進・支援に寄与するものとして位置付けます。

本計画を着実に推進するため、沖縄県は具体的な施策や成果目標等を掲げた「沖縄県総合沿岸域管理行動計画(アクションプラン)」を策定し、本計画を運用していきます。また、これと並行して、本計画で策定した、モデル地域の市町村で地域(市町村)計画の策定に向けた取組がなされるよう支援し、モデル地域以外の地域(市町村)においても情報提供を行っていきます。これらによって本計画を沖縄全域へ展開していきます。

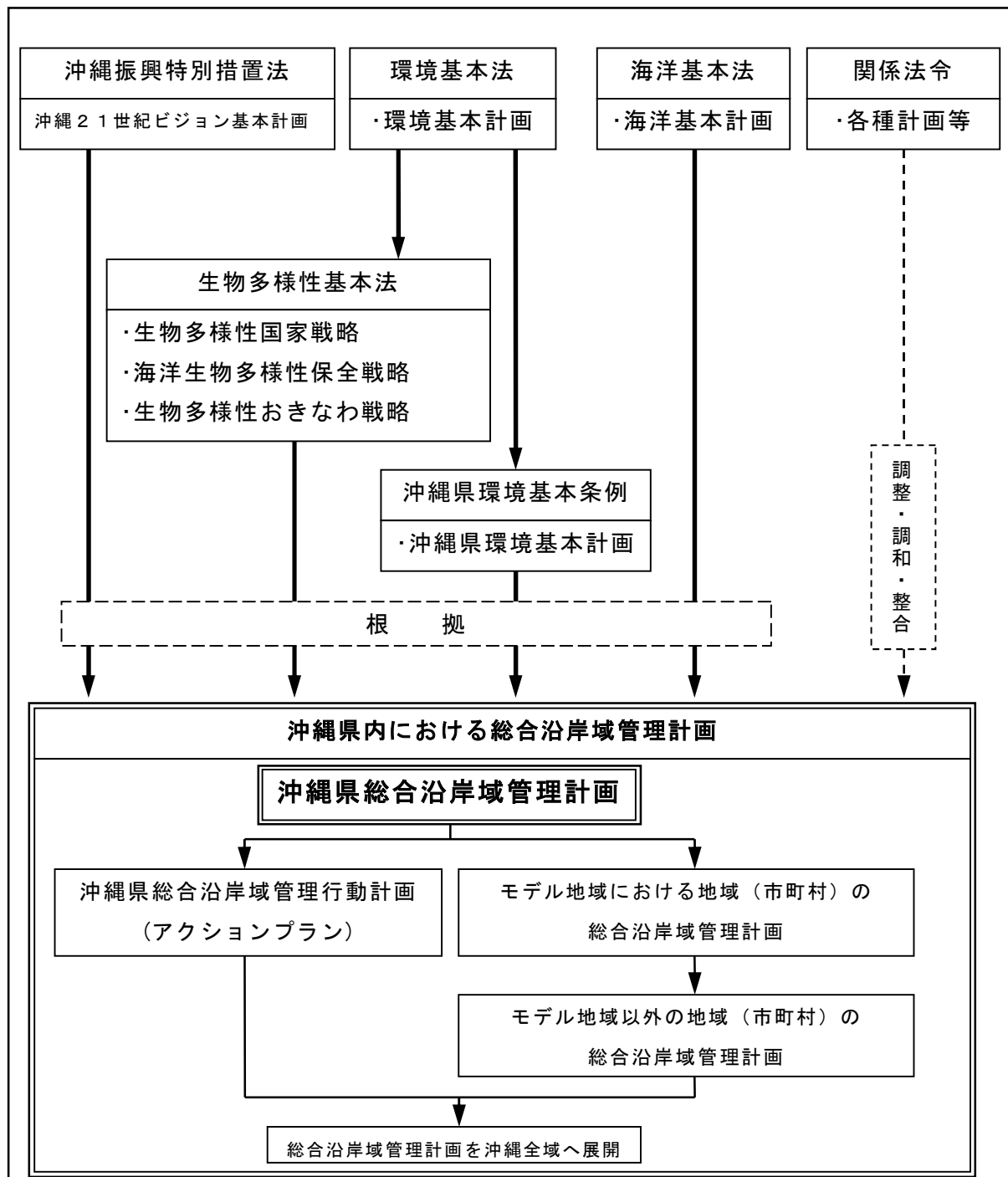


図 1.2.1 沖縄県総合沿岸域管理計画と主な法令・計画等との関連

### 1.3 計画の背景

本計画に係る国内外の主な背景・動向などを以下に示します。

#### (1) 沖縄 21 世紀ビジョン

沖縄 21 世紀ビジョンは、県民の参画と協働のもとに、将来(概ね 2030 年)のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取組みの方向性と県民や行政の役割などを明らかにする基本構想です。

沖縄県としては初めて策定した長期構想で、沖縄の将来像の実現を図る取組みや、これからの県政運営の基本的な指針となるものです。

沖縄 21 世紀ビジョンで示した県民が望む将来像を実現するため、沖縄県は平成 24 年 5 月に沖縄 21 世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画(平成 24 年度(2012 年度)～平成 33 年度(2021 年度)))を策定しました。

この基本計画では、沖縄 21 世紀ビジョンで掲げた将来像の実現及び固有課題の解決を図り、「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな『美ら島』おきなわ」を実現することを目標としています。

将来像Ⅰ「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」に向けた施策展開では、県民一人ひとりが、沖縄の自然環境が貴重な財産であることを認識し、県民全体で取り組むことにより、沖縄の多様な自然環境を次世代に継承するため、「自然環境の保全・再生・適正利用」を基本施策のひとつとして位置付けています。

また、将来像Ⅲ「希望と活力にあふれる豊かな島」に向けて「亜熱帯性気候等を生かした農林水産業の振興」、「世界水準の観光リゾート地の形成」などを基本施策として、豊かな自然環境と調和した農林水産業の振興や、自然環境との共生が図られたエコリゾートアイランドの施策展開が掲げられています(表 1.3.1)。

表 1.3.1(1/2) 沖縄21世紀ビジョンで目指す5つの将来像

5つの将来像	36の基本施策
<p>将来像Ⅰ 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島</p>	<p>7つの基本施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①自然環境の保全・再生・適正利用</li> <li>②持続可能な循環型社会の構築</li> <li>③低炭素島しょ社会の実現</li> <li>④伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造</li> <li>⑤文化産業の戦略的な創出・育成</li> <li>⑥価値創造のまちづくり</li> <li>⑦人間優先のまちづくり</li> </ul>
<p>将来像Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島</p>	<p>7つの基本施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①健康・長寿おきなわの推進</li> <li>②子育てセーフティネットの充実</li> <li>③健康福祉セーフティネットの充実</li> <li>④社会リスクセーフティネットの確立</li> <li>⑤米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決</li> <li>⑥地域特性に応じた生活基盤の充実・強化</li> <li>⑦共助・共創型地域づくりの推進</li> </ul>

表 1.3.1 (2/2) 沖縄 21 世紀ビジョンで目指す 5 つの将来像

<p><b>将来像Ⅲ</b> 希望と活力にあふれる豊かな島</p>	<p><b>14 の基本施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①自立型経済の構築に向けた基盤の整備</li> <li>②世界水準の観光リゾート地の形成</li> <li>③情報通信関連産業の高度化・多様化</li> <li>④アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成</li> <li>⑤科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成</li> <li>⑥沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出</li> <li>⑦亜熱帯性気候等を生かした農林水産業の振興</li> <li>⑧地域を支える中小企業等の振興</li> <li>⑨ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成</li> <li>⑩雇用対策と多様な人材の確保</li> <li>⑪離島における定住条件の整備</li> <li>⑫離島の特色を生かした産業振興と新たな展開</li> <li>⑬駐留軍用地跡地の有効利用の推進</li> <li>⑭政策金融の活用</li> </ul>
<p><b>将来像Ⅳ</b> 世界に開かれた交流と共生の島</p>	<p><b>2 つの基本施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①世界との交流ネットワークの形成</li> <li>②国際協力・貢献活動の推進</li> </ul>
<p><b>将来像Ⅴ</b> 多様な能力を発揮し、未来を拓く島</p>	<p><b>6 つの基本施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①沖縄らしい個性を持った人づくりの推進</li> <li>②公平な教育機会の享受に向けた環境整備</li> <li>③自ら学ぶ意欲を育む教育の充実</li> <li>④国際性と多様な能力を涵養する教育システムの構築</li> <li>⑤産業振興を担う人材の育成</li> <li>⑥地域社会を支える人材の育成</li> </ul>

## (2) 国内外の動向

### 1) 環境基本法

環境基本法(平成5年(1993年)11月)は、環境の保全についての基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としています。

環境保全の基本理念として、現在及び将来の世代の人間が環境の恵沢を享受し、将来に継承する(第3条)、全ての者の公平役割分担の下、環境への負担の少ない持続的発展が可能な社会の構築(第4条)、国際的協調による積極的な地球環境保全の推進(第5条)が謳われています。

同法第6条において、国は環境の保全についての基本理念に則り、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務、また地方公共団体は第7条において、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有しています。

### 2) 海洋基本法

海洋基本法(平成19年(2007年)4月)は、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図るとともに、海洋と人類の共生に貢献することを目的とします。

同法第8条において、国は基本理念の策定の責務を有しており、第25条では、「国は沿岸の海域の諸問題がその陸域の諸活動等に起因し、沿岸の海域について施策を講ずることのみでは、沿岸の海域の資源、自然環境等がもたらす恵沢を将来にわたり享受できるようにすることが困難であることに鑑み、自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずるものとする」と謳っています。

また、地方公共団体は、第9条の規定にもとづき国の基本理念に則り、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有しています。

### 3) アジェンダ 21

21世紀に向け持続可能な開発を実現するために各国及び各国際機関が実行すべき行動計画を具体的に規定するものとして、1992年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国際会議(地球サミット)で持続可能な開発を実現するための具体的な行動計画である「アジェンダ21」が合意されました。

アジェンダ21の第17章では「沿岸国は、自国の管轄下にある沿岸域及び海洋環境の総合管理と持続可能な開発を自らの義務とする」こととされ、これを契機として、沿岸域の総合管理の研究が国内外でより盛んに行われるようになりました。

その後、1993年に経済協力開発機構(OECD)、世界銀行、国際自然保護連合(IUCN)が、1995年に国際環境計画(UNEP)に沿岸域管理のガイドラインを発表しました。

各ガイドラインでは共通的认识として、沿岸域管理は、沿岸域の利用と生態系環境との調和を図り、持続可能な形態に導くことを目的として、沿岸域における分野間の管理を調和し、生物多様性と生産性を保護・保全および景観的・文化的価値を維持し、合理的な経済発展と海岸、海洋資源の持続可能な利用を推進し、利用者間の競合の解決を支援するしくみとして位置付けられています。

出典：海洋白書 2005 シップ・アンド・オーシャン財団 海洋政策研究所

#### 4) 生物多様性と生態系の保全

種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む、全ての生物の間の変異性を「生物多様性」といい、この生物多様性が地球上の生物の生存を支えています。

様々な種類のサンゴをはじめ、魚や貝などの多くの生物が生息して形成されるサンゴ礁生態系は、熱帯密林に匹敵するほど生物種の多い生態系といわれ、地球規模での生物多様性の確保の観点から重要です。

また、私たち人間にとっても、漁業資源や観光資源といった恵みをもたらし、熱帯や亜熱帯の浅い海に発達するサンゴ礁地形は、外洋から打ち寄せる波からの自然の防波堤にもなっています。

そのような海域に暮らす人々の生活は、古くからサンゴ礁生態系との深いつながりを持ち、食や民俗など独自の文化も育んできました。

近年、このような生態系の機能や価値は「生態系サービス」と総称され、注目されています。

出典：サンゴ礁生態系保全行動計画（環境省 2010）

そして、陸域と海は河川や地下水などの水系でつながっており、土砂の移動により沿岸域に干潟・砂浜などが形成されるほか、陸域から供給される栄養塩類は川や海の魚をはじめとする生物を育み、豊かな生態系を形成します。

沿岸域に生息する生物には、回遊性を持つもの、生活史に応じて住み場所を移動するものが多くおり、こうした生物の行き来の経路や、生息場をネットワークとして捉えることも重要です。このため、広域的な視点を持ち、陸と海とのつながりを考慮しながら流域を一体のものとして捉える取り組みも含めた沿岸域の総合的管理を進める必要があります。

さらに沿岸内湾域では、湾内の生物の生息・生育環境が海流によってつながっており、そのネットワークも沿岸域の管理を進めるうえで考慮しながら、適切な生息・生育場を保全・再生していくことも重要です。

出典：海洋生物多様性保全戦略（環境省 2011）

国連環境開発会議（地球サミット）において、1992年に「生物多様性条約」が採択され、この条約にもとづき、日本では平成7年（1995年）に最初の「生物多様性国家戦略」が策定されました。

また、平成20年（2008年）には「生物多様性基本法」が施行されました。

この基本法にもとづき、平成22年（2010年）には「生物多様性国家戦略 2010」、平成23年（2011年）に「海洋生物多様性保全戦略」が策定され、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針、国が行うべき施策の方向や対策が示され各種の取り組みが進められています。



## 5) 地球温暖化

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が2007年に発表した第4次評価報告書によると、地球温暖化の進行は明らかであり、その原因は、人類の活動による温室効果ガスの発生によるものとされています。沿岸域においては、地球温暖化による気候変動、海面の上昇により人間社会、生態系への影響が指摘されています。

地球温暖化問題に対応するため、これまで1992年に気候変動枠組条約、1997年には京都議定書が採択され、先進国全体の2008年から2012年までのCO2排出量を1990年比で5%削減することを目的として、各国の数値目標が定められました(日本は6%削減)。

京都議定書以降の温室効果ガス排出削減に関する国際交渉においては、G8 ラクイラ・サミットやCOP16、COP17など、様々な局面で長期目標や枠組みに関する議論がなされてきました。

我が国においても、地球温暖化の防止に向けた取組みが進められています。

1998年に京都議定書における目標である温室効果ガスの1990年比6%削減を達成するため、国、地方公共団体、事業者、国民の責務・役割を明確にした「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定されました。

また、2005年4月には、京都議定書の温室効果ガスの6%削減約束と長期的かつ持続的な排出削減を目的とした『京都議定書目標達成計画』が閣議決定され、様々な取組みが実施されています。

国際的な協議の中で、京都議定書に代わる法的拘束力のある枠組の構築には至っていませんが、我が国においても中期、長期の温室効果ガス排出削減目標の設定を含めて、今後、必要な法整備や計画の策定、施策の実施による地球温暖化対策の一層の強化が進められるものと考えられます。

沖縄県第2次環境基本計画 沖縄県 2012

## 6) 循環型社会

社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し環境への負荷の低減が図られた循環型社会を形成するための基本的枠組法として平成13年(2001年)に「循環型社会形成推進基本法」が施行され、これを踏まえ資源有効利用促進法や廃棄物処理法の改正をはじめ、一連のリサイクル法が施行されました。

平成19年(2007年)には、今後の世界の枠組みづくりへ我が国が貢献するうえでの指針である『21世紀環境立国戦略』において、持続可能な社会では「低炭素・循環型・自然共生型」社会の各側面を統合した取組み展開が不可欠であることが示されました。

これを踏まえて、平成20年(2008年)には環境基本法に基づく「第二次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。

平成21年(2009年)には、「バイオマス活用推進基本法」が制定され、この法律に基づく「バイオマス活用推進基本計画」が平成22年(2010年)に策定されました。

沖縄県第2次環境基本計画 沖縄県 2012

また、同じく平成21年(2009年)に、海岸に漂着するごみ対策の推進を図ることを目的とした「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(海岸漂着物処理推進法)が策定されました。

### (3) 沖縄県内の動向

#### 1) 沖縄県環境基本条例

沖縄県では、今日の複雑化・多様化した環境問題に適切に対処し、新たな環境施策を積極的に展開していくため、環境施策の基本的な方針を示した「沖縄県環境基本条例」(平成12年条例第15号)を平成12年(2000年)に策定しました。

この条例では、『豊かな自然環境に恵まれたやすらぎと潤いのある沖縄県』を目指して、県、事業者、県民などの各主体の取組むべき責務を定めています。

また、当該条例にもとづき平成15年(2003年)に沖縄県環境基本計画を策定しました。しかしながら、本県の自然環境は依然として各種開発による影響、外来生物による生態系の攪乱、赤土等流出やオニヒトデの大量発生等によるサンゴ礁生態系の衰退など、様々な問題を抱えており、これらの問題に適切に対応するため、「第2次沖縄県環境基本計画」を平成25年(2013年)4月に策定し、環境保全施策の推進に取り組んでいます。

#### 2) 生物多様性おきなわ戦略

沖縄県では、生物多様性基本法に基づいて、沖縄の生物多様性の保全と持続可能な利用を図るための基本計画として、「生物多様性おきなわ戦略」を平成25年に策定しました。

この戦略では、目指すべき将来像として、「自然を大切に作る真心(ちむぐる)と、いきものとのゆいまーるを育む島々」を掲げています。

また、将来像を実現するための目標として、2030年までの中長期目標として、「島々の生物多様性を育み、人と自然が共生する豊かな社会を形成する」、2022年までの短期目標として、「生物多様性を保全・回復し、自然からの恵みを持続的に享受するための取組を拡大する」と「生物多様性に関する理解を社会的に浸透させる」ことを謳っています。

これらの目標達成に向けて、「生物多様性の損失を止める」等の5つの基本施策を展開していくこととしています。

#### 3) 赤土等流出防止条例及び沖縄県赤土等流出防止対策基本計画

沖縄県では、事業行為に伴って発生する赤土等の流出を規制するとともに、土地の適正な管理を促進することによって赤土等の流出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図り、良好な生活環境の確保に資することを目的として、平成6年(1994年)に「沖縄県赤土等流出防止条例」(平成6年条例第36号)を策定し、平成7年(1995)より施行しています。

また、赤土等の流出及びそれに伴う環境へ影響などの現況と課題を踏まえ、海域に「環境保全目標」、陸域に「流出削減目標量」を設定し、赤土等の流出防止対策を総合的・計画的に推進することを目的とする「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」を平成25年(2013年)9月に策定し、計画で定めた目標達成に向け各種取組を進めています。

表 1.3.2 はこれまでの国内外及び沖縄県の総合沿岸域管理に係る主な動向を時系列で整理したものです。

表 1.3.2 総合沿岸域管理に係る動向

国際的動向	国内の動向	沖縄県内の動向
1982 国連海洋法条約の採択	1956 海岸法施行	1972 沖縄本土復帰
1992 地球サミット アジェンダ 21 の採択 生物多様性条約の採択		1991 海浜自由使用条例施行
1994 国連海洋法条約の発効		1995 沖縄県赤土等流出防止条例施行
	1998 21 世紀の国土のグランドデザイン	
2002 ヨハネスブルグサミット	2000 沿岸域圏総合管理計画策定のための指針	2000 沖縄県環境基本条例施行
		2002 沖縄振興特別措置法施行
		2003 沖縄県環境基本計画策定
		2003 琉球諸島沿岸海洋保全基本計画の策定
	2007 海洋基本法	2005 恩納村沿岸域の利用・保全ルール策定
	2008 海洋基本計画	
	2008 生物多様性基本法	
2010 愛知目標の採択	2009 海岸漂着物処理推進法	
	2010 生物多様性国家戦略 2010	2010 沖縄 21 世紀ビジョン策定
	2011 海洋生物多様性保全戦略	2011 竹富町海洋基本計画策定
2012 国連持続可能な開発会議(リオ+20)	2012 生物多様性国家戦略 2012	2012 沖縄 21 世紀ビジョン基本計画策定
		2013 生物多様性おきなわ戦略策定
		2013 沖縄県赤土等流出防止対策基本計画策定

## 1.4 計画の基本方針

本計画は、表 1.4.1 に示した 4 つの基本方針に則り策定しています。

表 1.4.1 本計画の 4 つの基本方針

<b>基本方針 1</b>	<b>沖縄らしさの考慮</b>
<b>沖縄の自然環境、景観、歴史、伝統・文化の継承</b>	
<p>自然環境的特性として、亜熱帯海洋性気候にある南西諸島は、美しいサンゴ礁、希少な野生生物など優れた自然環境に恵まれており、歴史的・文化的特性としては、幾多の困難を克服し個性豊かな独特の文化を発展させてきました。</p> <p>沖縄の自然環境と文化は、人々の暮らしや心情を支えるものであり、現世代が受け継いでいる豊かな沖縄らしさを劣化させずに次世代へ引き継ぐことが求められています。</p> <p>人々を惹きつける自然や景観、伝統・文化は、観光資源としてはもとより、地球環境問題に対する課題解決のために大きく貢献する可能性を持っています。</p>	
<b>基本方針 2</b>	<b>計画の実効性の確保</b>
<b>広域的視点と地域の慣習、知恵、成功例の重視</b>	
<p>本計画の実効性を確保するためには、広域な視点とともに地域の慣習、知恵、成功例を重視する必要があります。</p> <p>沿岸域のサンゴ礁生態系が抱える課題には、地球規模のものから全国規模、地域規模のものまで、様々な階層性につながりを持っています。</p> <p>それぞれの空間の階層性につながりを意識した広域的な視点を持ち、各地域における当該計画への自主的な取り組み、活動を尊重しつつ進めていくことが重要です。</p>	
<b>基本方針 3</b>	<b>賢明かつ持続的な利活用</b>
<b>多様な利用主体の活発な関与と連携・協働</b>	
<p>生態系から得られる利益を長期的に考えると、生態系を持続的に保全し、その生態系から得ることができる様々な恵みを利用した方が、生態系を改変するよりも経済的である場合も多いといわれています。</p> <p>賢明な利用とは、持続可能な発展の考え方に立ち、生態系アプローチの実施をとおして、その生態系特徴の保全を達成することです。</p> <p>沿岸域のサンゴ礁生態系の多様な利用主体の活発な関与のもと、本計画を効果的かつ効率的なものとするために、利用主体との連携・協働をより一層進める必要があります。</p>	
<b>基本方針 4</b>	<b>継続的な推進体制の構築</b>
<b>科学的知見による施策の進捗確認と予防的・順応的態</b>	
<p>沿岸域のサンゴ礁生態系の保全・再生と利活用には、自然科学データと社会科学の知見の理解と認識の共有を行うことが重要です。</p> <p>科学的知見の充実と既存の有用な情報をもとに早めに対策を講じる予防的な態度とモニタリングによる沿岸域の変化を把握し、その結果に応じた管理や利活用の方法、柔軟な見直しを行う順応的な態度が必要です。</p>	

(参考：沖縄 21 世紀ビジョン基本計画、生物多様性国家戦略 2012、ラムサール条約、環境省サンゴ礁生態系保全行動計画)

## 1.5 計画の期間

沿岸域のサンゴ礁生態系を保全・再生し、持続的な利活用を行う管理と各種計画・事業などを総合的に推進するとともに、各地域において多様な関係者が参画し魅力ある自立的な地域づくりを推進するには、長期的・継続的な取組みが必要です。そのため、本計画の実施期間は平成 25 年度(2013 年度)から平成 34 年度(2022 年度)までの 10 年間とします(「第 4 章」参照)。

## 1.6 計画の対象範囲

本計画の「目標 1 サンゴ礁生態系の保全・再生」と「目標 2 サンゴ礁生態系の持続的な利活用」を達成するためには、赤土等流出、生活排水などによる水質汚濁といった様々な陸域からの負荷を低減しなければなりません。また、沿岸域の開発、水産業、観光業においてもサンゴ礁生態系に配慮した利活用が求められます。

これらのことから、本計画の対象範囲は図 1.6.1 に示した沖縄県の全ての陸域と共同漁業権が設定されている海域を基本としました。なお、海域については、自然及び社会的状況を踏まえ、必要に応じて共同漁業権設定海域外も対象範囲とします。

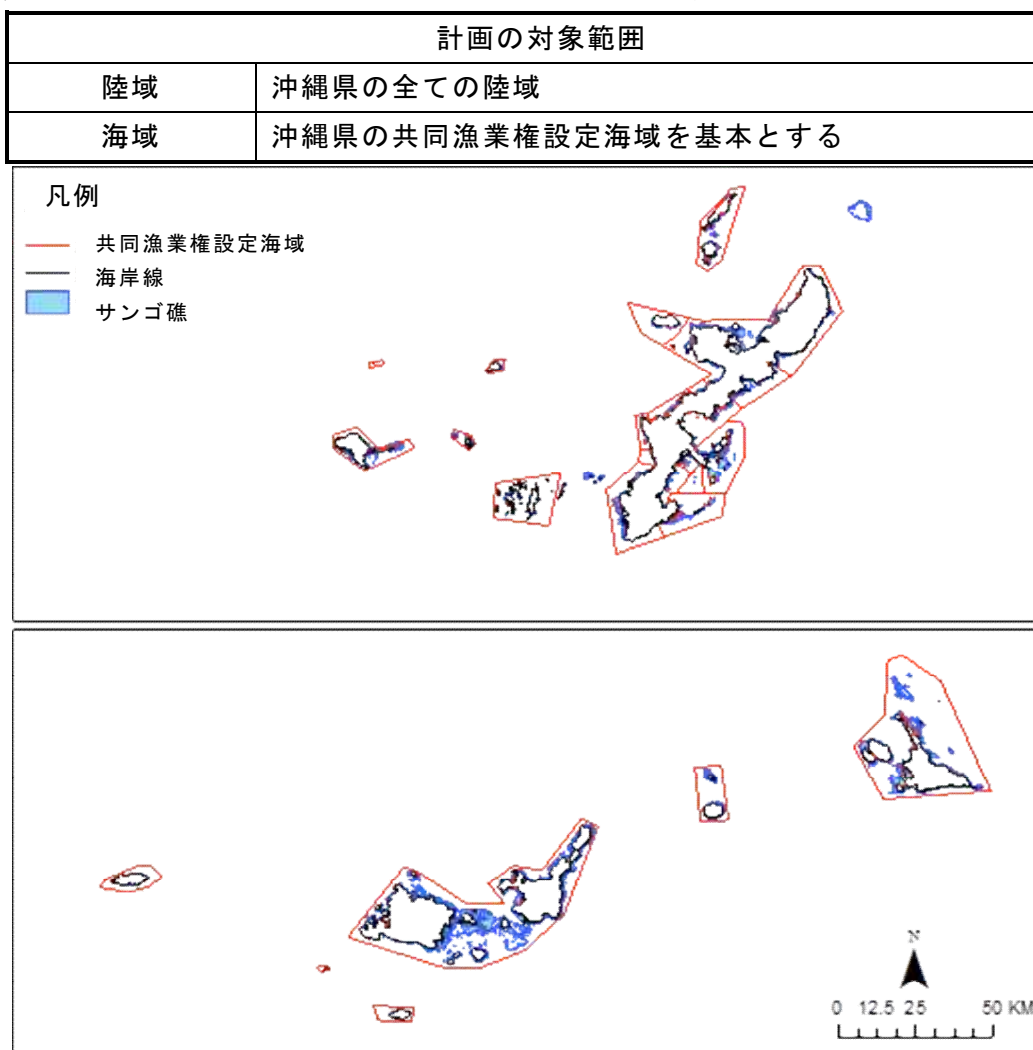


図 1.6.1 計画の対象範囲(平成 25 年 3 月末時点)

漁業権(赤)は国土数値情報漁業権設定区域 GIS データを用いた。  
サンゴ礁分布(青)は環境省運営のサンゴ礁分布図公開システム(<http://coralmap.coremoc.go.jp>)のデータを用いた。

## 1.7 計画の策定フロー

本計画の策定フローを図 1.7.1 に示します。

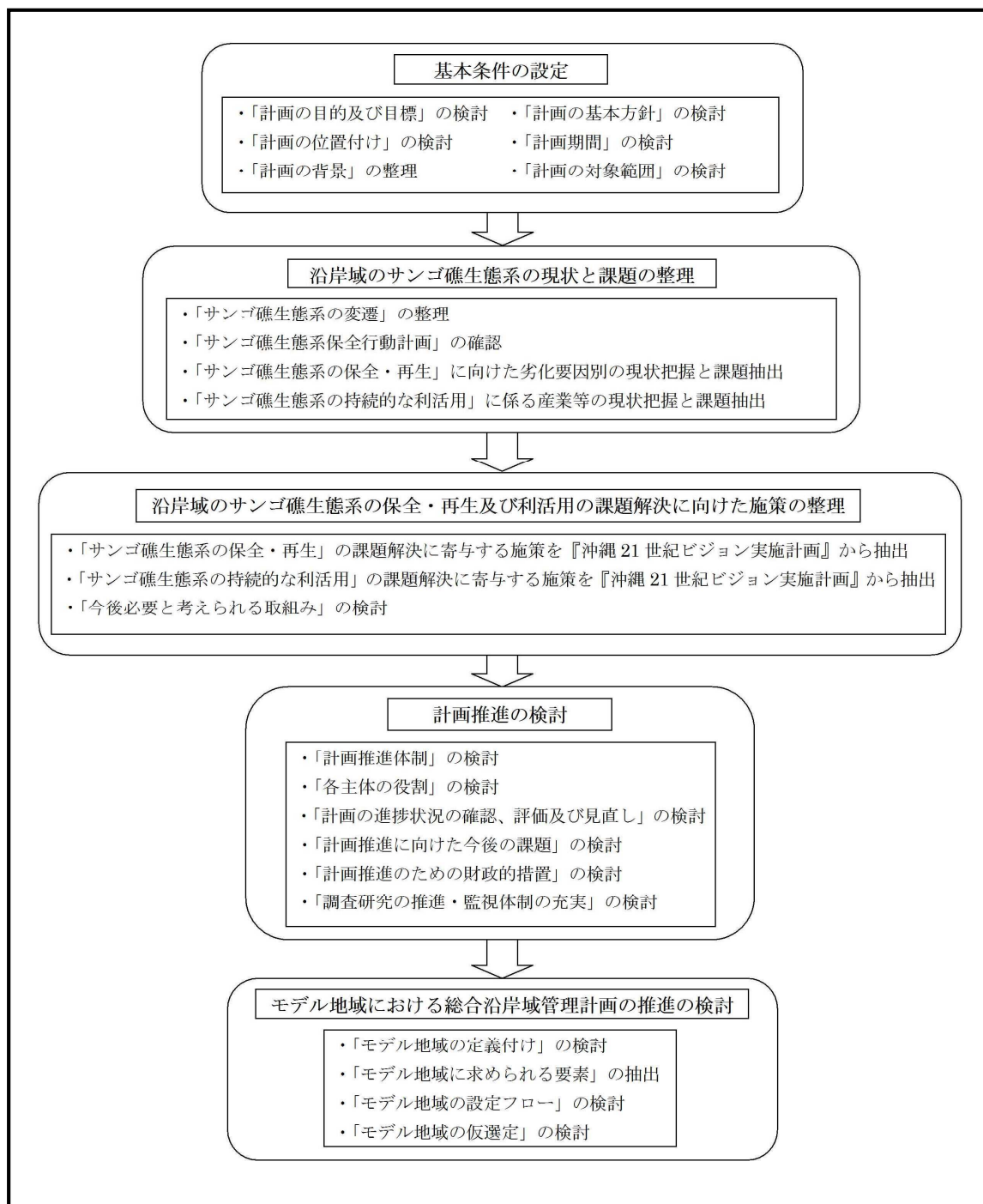


図 1.7.1 計画策定フロー

## 三重県志摩市の新しい里海創生によるまちづくり

三重県志摩市は、伊勢湾の湾口に突き出した志摩半島の東南部に位置し、全域が伊勢志摩国立公園の指定を受け、美しく豊かな自然に恵まれています。しかし、最近では少子高齢化が急速に進むとともに、労働力人口の減少と産業の生産額の減少が続いています。このため、平成23年度から始まる第一次志摩市総合計画の後期基本計画では、基本理念に定めたまちづくりをより積極的に推進するため、海域と海域に影響を与える陸域を一体の「沿岸域」ととらえ、市民や関係者が一丸となって沿岸域の総合的な管理体制を構築することで、『自然の恵みの利用と保全』を効率よく進め、地域の産業振興を図り、農林水産物や観光資源、地域の文化や住環境などを含む「志摩市そのもののブランド化」を確立することを最終的な目的として「新しい里海の創生によるまちづくり」を進めています。



### ●稼げる！学べる！遊べる！新しい里海のまち

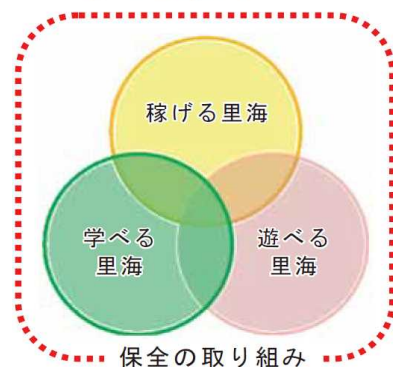
志摩市では、農林水産業や観光業、人材育成、憩いの空間など、幅広く沿岸域を利用するとともにその保全を進め、人による利用と沿岸域の環境とのバランスがとれた「新しい里海」の創生をめざします。志摩市里海創生基本計画では、以下をキーワードに掲げて国内の自治体で初の沿岸域総合管理計画を策定しまちづくりに取り組んでいます。

**稼げる里海**：地域の自然環境が保全と農林水産業の振興、景観、文化といった地域の資源を損なうことなく、持続的に利用する

**学べる里海**：里海概念や、地域の産業と文化、自然の恵みの利用と保全について理解を深め、地域の産業後継者の育成や環境保全を図るとともに、環境問題の解決に寄与できる人材を育成する里海学習の場として利用する

**遊べる里海**：多彩なレジャーや豊かな里山、里海の散策、歴史的、文化的遺産が残る地域として、市民・来訪者が豊かで文化的な生活を楽しむ

新しい里海のイメージ



### ●取組によって期待される成果

取組みの展開により以下のような成果が期待されます。

- ・豊かな自然環境の保全と再生
- ・持続的・安定的な農林水産業の実現
- ・魅力的な観光地の創生
- ・次世代を担う人材の育成
- ・里海文化の継承

